



施設等利用費請求書 (幼稚園の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業等)

(宛先)仙台市長

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 請求者と認定児童が、仙台市内に居住していることを仙台市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを仙台市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を仙台市が対象施設に確認すること。
- 4. 市町村民税課税状況を仙台市が確認すること。

太枠内の必要事項を記入してください ※油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください。(摩擦熱でインクが消えるペンは使用しないでください。)

※請求書等の提出が締切までに間に合わなかった場合や、請求に不備がある場合は、お支払いが遅れることがありますのでご注意ください。

1. 認定保護者(請求者) △施設等利用給付認定通知書の「保護者氏名」欄に記載されている方が認定保護者(請求者)となります。

認定保護者氏名	「施設等利用給付認定通知書」と同一の保護者		請求日	令和	年	月	日	
	フリガナ		認定保護者生年月日	昭和	年	月	日	
振込先口座	【必須】いずれかに☑を入れてください		電話	※確実に連絡がとれる順に記入してください。				
	<input type="checkbox"/> 新規登録	⇒口座登録届 E を添付		①	☐父(携帯) ☐母(携帯) ☐自宅 ☐その他()			
	<input type="checkbox"/> 振込先変更	⇒口座登録届 E を添付			-			
	<input type="checkbox"/> 前回と同じ振込先	→口座登録届 E は不要		②	☐父(携帯) ☐母(携帯) ☐自宅 ☐その他()			
		-						
現住所(住民票)	〒 -		※ 現在、住民登録のある住所を記入してください。					

支払決定通知書は、令和7年3月中旬に認定保護者(請求者)の住民登録住所へ送付します。別住所への送付を希望する場合のみ、以下の欄をご記入ください。

送付先	〒 -	宛名	様
-----	-----	----	---

2. 認定児童 ※兄弟・姉妹利用の場合、児童ごとに請求書を分けて申請してください。

児童氏名	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日
			認定番号	令和			

3. 在籍する幼稚園 ※転園が生じた場合、転園前または転園後の幼稚園も記載してください。

在籍する施設名		転園前または転園後の施設名	
---------	--	---------------	--

4. 預かり保育事業以外に利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・仙台すくすくサポート事業

施設・事業名	保育サービスの種類(いずれかに☑)
①	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 仙台すくすくサポート事業
②	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 仙台すくすくサポート事業

5. 施設等利用費の請求額 ※裏面にて算定した額を記入してください

請求額	円
-----	---

※利用日数及び施設に支払った利用料については、別添「領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書」とおり

6. 添付書類

<input type="checkbox"/> 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書	※指定様式 D ・・・利用施設の押印があるもののみ有効(写しでも可) ※仙台すくすくサポート事業の場合は、援助活動報告書
<input type="checkbox"/> 口座登録(変更)届	※指定様式 E ・・・初めて請求する場合・振込先口座を変更する場合のみ添付

裏面もご確認ください。 →

■請求金額算定様式

利用月	利用日数	在籍園の預かり保育事業			認可外・一時預かり等
		①	②	③	④
		施設に支払った利用料	450円×利用日数 (無償化上限額)	預かり保育の 無償化額	施設に支払った利用料
		「領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供 証明書」の「提供日数」、「利用料(無償化 対象額)」を転記	下記「無償化上限額早見 表」の金額を転記	①、②のいずれか低い方の額を 記入	「領収証 兼 特定子ども・子育て支 援提供証明書」の「利用料(無償化 対象額)」を転記
令和 年 月	日	円	円	円 ㉗	円 ㉘
令和 年 月	日	円	円	円 ㉙	円 ㉚
令和 年 月	日	円	円	円 ㉛	円 ㉜

利用月	⑤	⑥	請求額
	無償化対象合計額 ③+④	無償化上限額 新2号認定児:11,300円 新3号認定児:16,300円	
			⑤と⑥のいずれか 低い方の額
令和 年 月	㉗+㉘	円	円
令和 年 月	㉙+㉚	円	円
令和 年 月	㉛+㉜	円	円
請求合計額			円

★この額を表面の
「請求額」欄に転記
してください。

■無償化上限額早見表

利用日数	450円×利用日数	
	新2号認定 (3~5歳児)	新3号認定 (0~2歳児)
1日	450円	450円
2日	900円	900円
3日	1,350円	1,350円
4日	1,800円	1,800円
5日	2,250円	2,250円
6日	2,700円	2,700円
7日	3,150円	3,150円
8日	3,600円	3,600円
9日	4,050円	4,050円
10日	4,500円	4,500円
11日	4,950円	4,950円
12日	5,400円	5,400円
13日	5,850円	5,850円
14日	6,300円	6,300円
15日	6,750円	6,750円

利用日数	450円×利用日数	
	新2号認定 (3~5歳児)	新3号認定 (0~2歳児)
16日	7,200円	7,200円
17日	7,650円	7,650円
18日	8,100円	8,100円
19日	8,550円	8,550円
20日	9,000円	9,000円
21日	9,450円	9,450円
22日	9,900円	9,900円
23日	10,350円	10,350円
24日	10,800円	10,800円
25日	11,250円	11,250円
26日	11,300円	11,700円
27日	11,300円	12,150円
28日	11,300円	12,600円
29日	11,300円	13,050円
30日	11,300円	13,500円
31日	11,300円	13,950円

※利用年度の4月1日現在の年齢で3~5歳児は「新2号認定児」、0~2歳児は「新3号認定児」となります。
 ※預かり保育の無償化上限額は日額450円です。(新2号認定児の場合、月額上限額は11,300円)